

全国中学生少林寺拳法大会規則

第1章 総 則

第1条 目 的

全国の中学校における少林寺拳法部員・一般財団法人少林寺拳法連盟所属の生徒達の親睦交流と、技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態 度

参加者は、少林寺拳法の本質にのっとり、その目的を確認し、少林寺拳法拳士として競技場の内外において明朗闊達に行動し、またいたづらに拳士個人や母校・所属の名誉・勝利のみにとらわれることなく、正々堂々と演武を行なわなければならない。

第2章 参加資格および参加申込

第3条 参 加 資 格

- ①出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員である中学生で、当該大会要項により参加資格を得た会員であること。
- ②本年度の登録及び各種連盟会費納入の手続きが完了していない場合は出場できない。
- ③各種目の参加数の詳細は大会要項に明記する。
- ④出場者は全国中学生少林寺拳法大会指定のゼッケンを必ずつけること。

第4条 参 加 費

大会に出場する中学生は、大会参加費を申込期日までに納入しなければならない。ただし、その詳細は大会要項に明記する。

第5条 選 手 登 録

以下の制限事項に留意の上、選手登録をすること。

- ①組演武・単独演武の登録は、1人1回とする。
- ②団体演武は6名または8名で演武し、2名までの補欠を認める。
- ③団体演武のみ他の種目と兼ねることができる。
- ④参加申込時に登録したもの以外の者が出場した場合、失格とする。

第3章 競技種目及び表彰

第6条 競技の基本姿勢

競技種目は、中学生の身体的条件および経験を考慮し、安全かつ将来の向上を可能とし、それ以上に高度なものや体操競技的な技術の使用は避ける。

第7条 競 技 種 目

競技種目は、下記の種目とする。ただし、その詳細は大会要項に明記する。

男 子	単独演武 組演武 団体演武	女 子	単独演武 組演武 団体演武
-----	---------------------	-----	---------------------

第8条 表 彰

各競技とも1位から6位までを表彰する。

第4章 競 技 方 法

第9条 服 装 等

- ①大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- ②道衣・帯は少林寺拳法公認のものを着用すること。
- ③道衣・帯以外のものを身に着けたり、持たない。(例. はちまき、胴)

- ④男子は原則として道衣の下にシャツを着用しない。
- ⑤女子が道衣の下にシャツを着用する場合は、白色(ワンポイント入可)のものを着用する。
- ⑥出場者は全国中学生少林寺拳法大会指定のゼッケンを必ずつけること。
- ⑦髪留めについては、金属・プラスチック製の髪留め、又はリボン等は使用せず、黒又は紺色髪留めゴムを使用する。尚、使用する際は後ろ髪のみ使用可とする。
- ⑧競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- ⑨これらの服装規定に違反した場合や、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則、細則、服装規定に違反した者の出場は認めない。

第10条 演武の構成及び武階と使用できる技

- ①参加申込時の武階に応じた技を使用する。
- ②団体演武については演武の組内の最高武階の最終科目内(資格内)の技を使用することができる。
- ③体操競技の技等も、一技につき総合点より10点減点する。
- ④団体演武の構成について、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則に準じ1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武とする。

第11条 競技場

- ①演武開始はコート中央とする。演武中、区画線を越えても減点とはならないが、演武終了も中央を原則とする。
ただし、組演武において、演武終了後、審判員は注意を与える義務を有する。
- ②コートの広さは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。
- ③競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定次待機場所(ネクストコーナー)で、ウォーミングアップをして待機する。
尚、ウォーミングアップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

第12条 演武時間

- ①演武時間は、組演武・団体演武は1分30秒以上2分以内、単独演武は1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに総合点より5点減点する。
- ②3分を越える場合は、失格とする。
- ③組演武においては、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- ④単独演武及び団体演武においては、主審席への合掌礼により開始し、主審席への合掌礼により終了するものとする。

第13条 組合せ

演武順は、学校及び所属ごとの参加組数を考慮の上、同一校が重ならないよう配慮する。

第14条 予選通過組数

大会の目的から、演武の部はより多くの決勝出場数が好ましい。
おおよそ12～16組程度が目安となるが、その決定は大会実行委員会に一任する。

第5章 審判基準

第15条 判定

- ①審判員による採点法により、順位を決定する。
- ②順位は、総合点(最高300点)より減点分を引いた点の高い組より決める。
- ③審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。

第16条 審判員数と算出方法

- ①審判員数は、5名を原則とする。
- ②主審及び副審おのおの5名が技術度(60点)と表現度(40点)を採点し最高点、最低点をひいた審判員3人の合計を総合点とする。なお、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合は、技術度の得点の高い方を残す

ものとする。

第17条 審判員の配置

原則として、審判員と関係（監督・部長など）のある組の出場しているコートでの審判は行わないよう配慮する。

第18条 審判員資格

- ①少林寺拳法公認審判員認定規則に定める公認審判員とする。
- ②審判団は、1級審判員を中心とする。
- ③大会の性質上、必要に応じて事前打合せを実施する。

第19条 採点基準

- ①演武は、中学生として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さ、速さにとらわれず、技術の正確さに重点をおいて採点する。
- ②評価基準は、一般財団法人少林寺拳法連盟の演武審査要領による。
- ③技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第20条 同点の取扱い

同点の場合は、以下の処理をする。

- ①総合点の技術度の高い方を上位とする。
- ②なおも同点の場合は、主審の合計点が高い方を上位とする。
- ③なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方とする。
※上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
- ④なおも同点の場合は、審判団協議の上決定する。
なお④の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から6位を決定する場合のみとする。
他は①②③を見て同点の場合は、同点同順位とする。
(決勝進出組数が増加する場合もある)

第6章 罰 則

第21条 出場資格の取消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、第1章 総則 に定める内容に大きく反する場合は、審判員長あるいは大会実行委員会をもって、当該組や学校に対して失格を宣言することがある。

第7章 関連する諸規則等

第22条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- ①少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- ②少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）

第23条 救護・事故の対策

「全国中学生少林寺拳法大会救急事故対策規定」（別紙）を適用する。

第8章 附 則

第24条 本規則の改廃は、一般財団法人少林寺拳法連盟において審議決定する。

本規則は、2007年 1月 4日より施行する。

本規則は、2007年12月 9日より一部改正し施行する。

本規則は、2009年 4月 1日より一部改正し施行する。

本規則は、2010年 1月 4日より一部改正し施行する。

本規則は、2011年 1月 4日より一部改正し施行する。

本規則は、2012年10月28日より一部改正し施行する。